

# 奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程

平成30年3月26日  
規程第 1 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、先端科学技術研究科における学生の履修に関し必要な事項を定める。

## (指導教員)

第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに研究室等が異なる2人以上の指導教員を定める。

- 2 指導教員のうち、1人を主指導教員とする。
- 3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。

## (研究指導)

第3条 研究指導の内容は、学生1人ごとに定めるものとする。

## (授業科目の区分等)

第4条 博士前期課程における授業科目の区分及び修了のために必要となる修得単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 博士後期課程における授業科目の区分及び修了のために必要となる修得単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 博士前期課程及び博士後期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

## (履修手続き)

第5条 学生は、主指導教員の指導に基づき、履修する授業科目を選ばなければならない。

- 2 同じ時間に開講される複数の授業科目を同時に履修することは、原則として認めない。

## (履修の認定)

第6条 授業科目履修の認定は、試験又は研究報告により行う。ただし、平常の学修活動の評価をもって試験に代えることがある。

- 2 試験又は研究報告の成績は、100点を満点とする点数によって評価し、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める評語をもって表すことができる。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上90点未満 優

- (3) 70点以上80点未満 良
  - (4) 60点以上70点未満 可
  - (5) 60点未満 不可
- 3 前項の点数をもって評価し難い場合は、合格又は不合格をもってこれに代えることができる。
  - 4 前2項により合格とされたものには、所定の単位を与える。
  - 5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

(研究指導の認定)

第7条 研究指導の認定は、主指導教員が行い、研究科長に報告するものとする。

(学位論文の題目)

第8条 学生は、学位論文の題目について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに申告しなければならない。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、学位論文について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。

(授業料未納により除籍された者の単位の不認定)

第10条 学則第53条の2第4号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(成績の指標)

第11条 第6条第2項に規定する成績に基づき、一定期間又は累積期間に係る客観的な成績指標を算出し、評価することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科履修規程（平成16年規程第20号）、奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科履修規程（平成16年規程第21号）及び奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究

科履修規程（平成16年規程第22号）は、廃止する。  
（経過措置）

- 3 平成29年度以前に入学した学生の履修については、奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項関係）

授業科目の区分		必要修得単位数
大区分	小区分	
一般科目群	—	4
先端科学技術科目群	序論科目	3
	基盤科目	1 2
	専門科目	
	P B L 科目	2
研究活動科目群	—	9
合 計		3 0

別表第2（第4条第2項関係）

授業科目の区分	必要修得単位数
研究者の素養を養う科目群	3
自立的な研究能力を養う科目群	7
合 計	1 0